## 議会運営委員会協議事項

令和5年2月24日(金) 行政常任委員会終了後/委員会室

- 1 一般質問最終確認
  - ・聞き取り 28日 午後1時30分
- 2 第1回定例市議会の運営等について
- (1) 付議案件について

議案18件報告3件決議1件

〇追加提出予定(調整中)案件 意見書案 6件

-11

計 22件

合 計 28件

- (2) 案件の取り扱いについて
  - ①議案第1号「夕張市財政再生計画の変更について」、議案第2・3号、議案 第8~11号、議案第17号

本会議初日に上程、即決

- ②令和4年度補正予算(計画変更議決、大臣同意後)及び関連議案について本会議2日目に上程、即決(予定)
- ③新年度予算(計画変更議決、大臣同意後)予算編成方針について 本会議2日目に提案説明を受け、行政常任委員会に付託、審査
- ④議案第35号「夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」 本会議2日目に上程、即決
- ⑤上記以外の案件 最終日に上程、即決
- (3) 大綱質問の通告締切期日について
  - ・3月9日 午前9時(聞き取り 10日 午後1時30分)
- (4) 会期及び日程について 別紙「会議日程表(案)」・「議事日程表(案)」のとおり
- 3 議会提出議案について 協議願います。
- 4 意見書案の内容説明について

- 5 夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 協議願います。
- 6 議会改革に係る議員間協議について 協議願います。
- 7 その他
- 8 次回議会運営委員会について
  - 3月3日(金)全員協議会終了後 委員会室 大綱質問の調整、追加案件の取り扱い等について、その他

# 会 議 日 程 表

## 第1回定例市議会

1. 会 期 3月1日から同月22日までの22日間

1. 云	J	<u> </u>	3万1日かり四万22日まで922日間		
月日	曜日	会議別	付議案件・その他		
			・市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対		
3月 1日	水	本会議	する質問		
			・議案の一部上程議決		
3月 2日	木	休 会	• 議案調査		
3月 3日	金	休 会	• 議案調査		
3月 4日	土	休 会			
3月 5日	日	休 会			
3月 6日	月	休 会	• 議案調査		
3月 7日	火	休 会	• 議案調査		
3月 8日	水	本会議	・議案の一部上程議決		
3月 9日	木	休 会	• 議案調査		
3月10日	金	休 会	• 議案調査		
3月11日	土	休 会			
3月12日	日	休 会			
3月13日	月	休 会	• 議案調査		
3月14日	火	休 会	• 議案調査		
3月15日	水	本会議	• 一般質問		
			・大綱質問		
3月16日	木	休 会	・議案調査		
3月17日	金	休 会	・行政常任委員会		
3月18日	土	休 会			
3月19日	日	休 会			
3月20日	月	休 会	・議案調査		
3月21日	火	休 会			
3月22日	水	本会議	・全議案の上程議決		

・本会議  $\sim$  4日・休 会  $\sim$  18日・計  $\sim$  22日 ・常任委員会  $\sim$  1日

# 議事日程表

## 第1回定例市議会

1. 招集の日時 令和5年3月1日 午後1時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種	別	番号	件名	提出者	
日程第1				会期の決定について		
日程第2		市長並びに教育委員会教育長の行政 報告と報告に対する質問			市長	
日程第3	議	案	第1号	夕張市財政再生計画の変更について	市長	
日程第4	議	案	第2号	夕張市個人情報保護法施行条例の制 定について	+ E	
	議	案	第3号	夕張市情報公開条例の一部改正につ いて	市長	
日程第5	議	案	第8号	財産の取得について		
	議	案	第9号	財産の取得について	市長	
	議	案	第 10 号	財産の取得について	1 1 🔀	
	議	案	第 11 号	財産の取得について		
日程第6	議	案	第 17 号	工事請負契約の変更について	市長	

## 決議案第1号

閉会中の所管事務調査について

行政常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり決議する。

令和5年3月1日提出

提出者	夕張市議会議員	君	島	孝	夫
	同	小	林	尚	文
	同	本	田	靖	人
	同	千	葉		勝
	同	熊	谷	桂	子
	同	高	間	澄	子
	同	今	Ш	和	哉

## 所 管 事 務 調 査

#### 1 調査の目的

(1) 行政常任委員会

本市並びに他自治体の実態等を調査し、市政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態等を調査し、議会の円滑かつ積極的な運営を図ることを 目的とする。

### 2 調査事項

- (1) 行政常任委員会
  - ① 行政全般に関する事項
- (2) 議会運営委員会
  - ① 議会運営に関する事項
  - ② 議会規則、委員会条例等に関する事項
  - ③ 議長の諮問に関する事項

#### 3 調査の時期及び方法

令和5年4月30日までの閉会中に調査を行うこととし、その方法については、各委員会においてそれぞれ決定する。

#### 4 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

以上のとおり決議する。

令和5年3月1日提出

## 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める 意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、医療体制が逼迫するなか、医療従事者は使命感をもって、自身の感染リスクや私生活などに目をつぶり、必死に治療・看護に従事しています。医療機関は国や地方自治体の要請に応じ、新型コロナウイルス感染症患者の受入等の対応に当たっているにも関わらず、院内感染防止のための医療器具類の購入、新規入院制限や感染を恐れる患者の受診抑制などにより大幅な減収となっています。

また、コロナ患者の受け入れが少ないと指摘されている民間病院についても、コロナ対応病院と役割分担し「面で地域医療を支えている」(日本医師会・中川俊男会長)と言うように、発熱外来の開設や地域の救急体制の維持、軽症患者の受け入れなど、懸命に努力しています。しかし、感染拡大への不安から診療抑制が影響して、多くの医療機関が減収になっています。

日本医療労働組合連合会(日本医労連)に加盟する労働組合を対象に調査した結果、冬のボーナスが40%余りで去年より引き下げられたことが明らかになりました(2020年11月25日)。

介護現場も深刻です。ギリギリの人員で運営している事業所が殆どであり、「感染症対策」に 不慣れな介護労働者は感染の危険と隣り合わせの中で、神経をすり減らし日々奮闘しています。 感染防止をはかりつつ、利用者に必要なケアを提供するために、在宅介護も施設介護も必死です。 デイサービス(通所介護)やショートステイ(短期入所)を休止したり、縮小したりする事業所 や感染への不安からサービス利用を控える人も生まれており、経営が悪化し事業の維持・継続を 見通せない事業所も少なくありません。

国会においても超党派の議員が加盟する「コロナと闘う病院を支援する議員連盟」が同趣旨の 提言をしています。また、今年1月、昨年7月以降に新型コロナウイルスの患者に対応して いる医療従事者や介護・障害福祉サービス事業所の職員らに最大20万円の慰労金を支給す る法案を立憲・共産・国民・社民の野党4党が共同で提出しています。

よって、国においては、以下のことを実施することを強く求めるものです。

記

- 1,新型コロナ感染者を受け入れているか否かを問わず病院・診療所への減収補填を行うこと
- 2,介護など高齢者施設への減収補填をおこなうこと
- 3, 医療従事者や介護・障害福祉サービス事業所の職員らに慰労金を支給すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年) 月 日

提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

## 国立病院の機能強化を求める意見書(案)

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」)の感染拡大によって、 感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き膨りとなりました。新型コロナに 感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制のひっ迫した状態が続き、 療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にもかかわらず入院できぬまま亡くなる という痛ましい事例も相次いでいます。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となっ ています。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院(以下「国立病院」と表記)が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、国立病院では新型コロナ病床の増床、全国規模で感染拡大地域へ医療従事者を派遣する等、政府の要請に応え奮闘してきました。しかし、人員不足の中、派遣元の病院では、患者に十分なケアができない等の問題も起きています。

国立病院を機能強化し、憲法 25 条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望するものです。

記

- 1. 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院を機能強化すること。
- 2. 全国ネットワークをいかし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割 を発揮できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

2023年 〇月〇日

北海道○○議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

国連は 1979 年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は 1985 年に批准しました。さらに 1999 年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000 年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会でも、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。国際的な水準にたって、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準においつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年○月○日

北海道○○議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同 参画担当)

#### 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書(案)

介護保険制度は2000年に「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態がひろがり、約9.5万人(厚生労働省「雇用動向調査」2021年)が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は介護事業者団体などから強い反対があった「要介護 1・2 の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は、27年度からの第 10 期計画までに結論を出すと見送る一方で、23年夏までに「利用料 2 割負担の対象拡大」「一定所得を超える 65 歳以上の介護保険料引き上げ」について、23年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

65 歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額 2911 円が 21 年は 6 千円超と倍以上に高騰 (全国平均)しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難 をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢化にともない介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しはやめること、国の負担割合を引き上げて支援を強めること、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年○月○日

北海道○○議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

# 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書(案)

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、「2類」よりも厳しい措置がとれる「新型インフルエンザ等感染症」の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと5月8日に移行する方針を決めました。「5類」に移行されることにともない、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナ第 8 波のもとで死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制がひつ迫するもとで、「5 類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めています。谷口清州・国立病院機構三重病院院長の「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められます。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、 医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制を したりすることがないように、公的支援を後退させないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年○月○日

北海道○○議会

提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

#### 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書(案)

政府は国会で審議することもなく、昨年 12 月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる「安全保障 3 文書」(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定し、「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有と 5 年間で 4 3 兆円という未曽有の「大軍拡」を進めようとしている。

「敵基地攻撃能力」の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地の攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないという立場や、「専守防衛」という原則すら完全に投げ捨てるものである。

また、「安全保障3文書」はGDP(国内総生産)比2%以上の「防衛費」を掲げており、 財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用・削減などが進められようとしている。 実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界3位の「軍事大国」ということになる。

各界各層から批判の声を上がっている。自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、「戦わないために何をするか」考えるべきと強調している。物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに大軍拡のための増税への怒りが急速に広がっている。『読売』世論調査(1月16日)は、「防衛費」43兆円使うことに反対49%、賛成43%と昨年の調査から賛否が逆転した。とくに、財源を増税で賄うことに反対は63%である。『NHK』世論調査(1月10日)でも、軍事費増額の財源確保のため増税することに、「反対」が61%で「賛成」の28%を大きく上回っている。

よって、国においては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す「大軍拡大 増税」の方針を転換しを、憲法 9 条を生かした平和外交に徹することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣

## 夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

#### 1) 条例制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用外となったことから、議会が保有する個人情報の取扱いに関する規定を定める必要がある。

#### 2) 条例の内容

執行機関は新個人情報保護法の適用下となるため、個人情報の開示、訂正及び利用停止な どの手続きや個人情報の取扱いに関し執行機関と議会とで差異が生じないよう、基本的には 新個人情報保護法の第5章行政機関等の義務等の各条の規定に対応する内容としている。

なお、議会の個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が取得する個人情報は想定していない。

## 3)施行期日

令和5年4月1日

#### 4) 議案提出者

地方自治法第109条第6項及び会議規則第15条第2項の規定による議会運営委員会の 提案とする。また、本会議での提案説明は議会運営委員長とする。